

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 06

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

つかみどころのない建設業法…特ににつかめないのは〇〇技術者!!
「我が社はコンプライアンス（法令遵守）できているの??？」

専任技術者・主任技術者・監理技術者

この3つの技術者の違いをご存じですか？

定年退職して年金をもらっている人は、はたしてどの技術者ならなれるのでしょうか？

	営業所	工事現場
必要な人	専任技術者	主任技術者 監理技術者
要件	常勤性あり	恒常的な雇用関係あり

「**専任技術者**」は、営業所において請負契約の締結にあたり技術的なサポートを行う人です。要件の「常勤性あり」とは営業所の営業時間（通常なら 8～9 時間）は勤務している人になります。つまり短時間（パート）の人はNG。

「**主任技術者**」は、工事現場で施工の技術上の管理を行う人です。下請の現場であったり、元請であっても税込 3,000 万円（建築一式は 4,500 万円）未満しか下請に出さない場合（一般許可）の現場の技術者さんです。

「**監理技術者**」は、主任技術者と同じく工事現場で施工の技術上の管理を行う人ですが、こちらは元請であり、かつ 3,000 万円（建築一式は 4,500 万円）以上を下請に出す場合（特定許可）の現場の技術者さんです。一級の国家資格者で監理技術者資格者証をお持ちの方なら完璧です。



主任技術者、監理技術者は、現場に必要な人ですね。現場の作業が短時間で終わったとしてもその時間だけ勤務できる方なら十分です。つまり短時間勤務の雇用形態であっても問題はないということになります。ただし、要件の「恒常的な雇用関係あり」でなくてはなりません。その「恒常的」とは、勤務する現場が継続的にあり、常に雇用されている状態であるということです。具体的には、「会社の健康保険証を持っている人」や「住民税の特別徴収を行っている人」です。毎月の給料から社会保険料、市民税が引かれている、つまり毎月給料が支払われている人である。よって恒常的な雇用がされているとみなすことができるのです。

★運送業★

過去最大の人手不足！労働環境の見直しを図って若年労働者をゲットしよう

増税の影響で運送業界はパニック！落ち着いたとはいえ、運送業界は特に人手不足です。運送業界のみならず、建設業・製造業、その他の事業もどこも人手不足！特に若者はいったいどこへ・・・

全国トラック協会は平成 26 年度の最重要課題を「**労働力確保**」と位置付けました。特に若年労働者の確保が困難になりつつあるなど、労働環境の改善も喫緊の課題と掲げました。

ではいったいどのような方法で職場環境を良くしていくのでしょうか。



社労と強力タッグ

拘束時間を見直した**長時間労働を抑制** **有給消化率アップ**

ワークライフバランス **退職金共済**に取り組む

事務組合（どりかむ 21）に委託して事務の手間を省く

従業員の**処遇や職場環境の改善（大型免許取得）**を図る（キャリアアップ助成金制度）

and more…詳しくは、社労担当まで！

助成金を賢く使って職場環境の改善を図りましょう！

また、**従業員を増やそうとお考えの事業所様に朗報！**前年よりも従業員さんが増えた場合は**法人税の減額**が認められます！**事前に簡単な計画と申告が必要**になります。（改正雇用促進税制）詳しくは、社労担当まで！

もちろん人間関係の良好な職場を維持することは基本。その為にはコミュニケーションが大事。**コミュニケーションの基本は報告・連絡・相談・確認！**

第二弾の増税前に職場環境の見直しを図り、従業員の確保をお願いします。

「運行管理者試験」受付開始 運行管理有資格者を増やしましょう！

試験日・申請開始日・申請締切日

	試験日	申込方法	申込開始日	申込締切日
平成26年 第1回	平成26年8月24日(日)	受験申請書	5月23日	6月13日
		インターネット	5月23日	6月23日

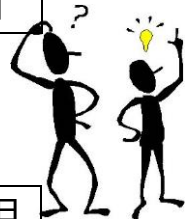
色々考え
なきゃね

「整備管理者選任前研修」

開催日及び時間・申請開始日・申請締切日

	開催日及び時間	会場	申込開始日	申込締切日
平成26年 第2回	平成26年8月19日(火) 12:30~16:00	中川文化小劇場	7月14日	7月18日

定員は400名ですが、申込締切前であっても定員になり次第締切です



★産業廃棄物★

～実績報告の季節がやってきました～

廃棄物処理法第12条の3第6項の規定により、事業場ごとに交付したマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付状況（産業廃棄物の種類及び排出量、交付枚数等）を、毎年6月30日までにその事業場を所管する都道府県知事又は政令に定める市長に報告することが義務付けられています。

実績が0でも提出の義務があります。

そろそろ所管する行政窓口より、報告の案内がきているのではないのでしょうか？
期限までに提出するようにしてください。

※ 電子マニフェストを利用して処理をした場合にあつては、情報処理センターが当該報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。

一斉立入指導

6月1日（金）～6月30日（土）までの期間、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底を目的として、**愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ**による一斉立入指導が実施されます。

これを読んでいただいている事業者さんは適正に処理を行っていただいていると思いますが、「知らなかった」「いいと思っていた」では通用しないのが法律です。

これを機会に一層の適正処理をお願いします。ご不明な点があればご連絡ください。



税理士先生！

顧問先様の決算内容は大丈夫ですか？

★経理的要件★

3月決算の申告間近の5月終わりに、あちらこちらの税理士先生より問い合わせがありました。

今年、**運送業**の許可を取りたい、**産廃**の収集運搬って決算内容関係ありましたか？今年、**建設業**の許可の更新の時期です・・・など。

運送業は、事業開始に要する資金総額以上の自己資本が必要です。

建設業の特定許可の更新については、直前の決算書の貸借対照表で複数の要件を見ます。期中の増資では対応できません。一般許可へ格下げしかしようがないですね。産廃については愛知県の要件が若干緩和されたものの、状況によっては追加で書類が必要になります。また、県によっ

て若干要件が異なります。

ご心配なことがあればいつでもご連絡ください。



★セミナー報告★

5/16 建設業セミナー ～建設業と社会保険～

最初に、株式会社伊藤工業の伊藤社長に講師に**標準見積書**、社会保険等に参加するための**原資(法定福利費)の確保**について、そしてこれから本格的に活用されていく「見積書」を、これまでの経緯も含めてお話しいただきました。



建設業担当から**3種類の「技術者」**について、**監督・処分**のお話しをしました。今月の第一面に記載した内容は、セミナーの一部です。「技術者」に関しては、具体例をもとに、そして「駆け込みホットライン」に通報されないためには…といったところに焦点を絞った話でした。

最後に所長から**建設業法&社会保険それぞれの誕生から現状**まで・・・みなさん、理解が深まったようでした。

参加された社長さんの中には「いろいろ厳しすぎる・・・建設業なんて辞めちゃおうかなあ」と、つい本音？ 時間的にご参加いただけなかった方も多く、時間帯を変えてリベンジをしたいと思っております。またぜひお越しください。

5/29 安全運転セミナー ～全員安全 総力戦！～

助成金や監査・巡回のポイントなど運送業者さんが気になる内容が山盛りでたくさんの方に参加いただきました。

第一部の【**監査・行政処分の厳罰化**】では、厳しすぎる行政の現状の対応に、皆様真剣な眼差しで傾聴いただきました。第二部では**運マネ**を取り組む中で根本的な問題を見直し、また、マンネリ化を防ぐ教育方法や全員で参加する重要性をお伝えしました。

グループディスカッションでは、運送業として抱える問題を抽出すること、それぞれの会社特有の解決方法も共有できました。その中で多くの課題もみつけることができました。

●セミナー出席者の声●

- ・人を増やしたい、免許を取らせたい、助成金の手続きを早速お願いしたい
- ・ドライバーにもグループで話し合っ一つの事柄を検討させて当事者意識を持たせたい
- ・グループディスカッションでは、普段の会話からは出ない意見が出て有意義な時間だった
- ・会社全体・家庭全体の「全員参加型」の安全というのが良かった
- ・行政処分のお話を聞くととても不安になりますが、会社へ戻って【全員参加型】で共有したいと思いました。

※健康起因事故が非常に増えています※

皆様**健康診断100%受診率の徹底**をよろしくお願いいたします。

いざという時にものをいうのは記録！まだの方は早速予約と計画を！

